

医 事 課

1. 医師、歯科医師の行政処分等について

(1) 医師、歯科医師の行政処分のあり方等の見直しについて

① 行政処分を受けた医師等に対する再教育について

行政処分を受けた医師等に対する再教育については、平成16年10月より「行政処分を受けた医師に対する再教育に関する検討会」において検討を行い、平成17年4月に報告書が取りまとめられた。

同報告書においては、再教育の目的、内容、対象者、助言指導者、提供者等について提言されるとともに、医師法を改正して被処分者に再教育を義務付けることが必要とされた。

② 医師等の行政処分のあり方等について

「行政処分を受けた医師に対する再教育に関する検討会報告書」において提言された、行政処分のあり方等の事項についてさらに検討を進めるため、平成17年8月より「医師等の行政処分のあり方等に関する検討会」において検討を行い、同年12月に報告書が取りまとめられた。

同報告書において、①処分類型の見直し、②長期の医業停止処分等の見直し、③行政処分に係る調査権限の創設、④医籍等の登録事項、⑤再免許等に係る手続の整備、⑥国民からの医師資格の確認方法等について提言された。

厚生労働省においては、これらの報告書における結論を踏まえ、本年の医療制度改革のための法律案において必要な法律改正を行い、平成19年4月から施行することとしている。

(2) 医師、歯科医師の行政処分等の実施について

① 医療関係資格者として不適切な行為のあった者に対する処分について、平成14年12月、医道審議会医道分科会において「医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について」により今後とも厳正な態度で臨むこととしている。各都道府県におかれては、医療関係資格者の倫理に関する意識の昂揚について、引き続き、御協力をお願いしたい。

② 医療関係資格者の行政処分対象事案の把握については、かねてより御協力いただいているところであるが、情報入手の適正化の観点から平成16年より医師及び歯科医師が刑事事件の被疑者として起

訴された場合及び判決が出された場合に、法務省から当省に対し、医師及び歯科医師の氏名、事件の概要等の情報が提供されることとなっている。

このため、法務省から提供のあった情報を含め、各都道府県に判決書の入手等を依頼することとしているので、引き続き、御協力をお願いしたい。

また、その他の医療関係資格者の対象事案の把握及び判決書の入手等については、従前の取扱いと同様であるので、引き続き御協力をお願いしたい。

2. 医師等の資格確認について

最近、偽造した医師免許証の写しを使用して、無資格者が医業を行っていたため逮捕されるという事例が発生したところであるが、医療機関において医師として採用する際の資格確認が適正に行われなかったことは誠に遺憾である。

医師等の資格確認については、昭和47年1月19日付医発第76号、昭和53年3月20日付医発第289号及び昭和60年10月9日付健政発第676号により通知しているところであり、今後かかる事例が発生することのないよう、関係部局、貴管下保健所、病院、診療所等関係機関に対し、再度徹底願いたい。

3. 医師の需給について

(1) 背景

「医師の需給に関する検討会」報告書（平成10年5月15日）において、現在の医師数は全体としては過剰な状況に至っていないものの、将来的には供給医師数が必要医師数を上回るとされている。

しかしながら、昨今、特定の分野（特定の地域、特定の診療科、特定の時間帯）における医師の不足感が強い。そのため、「へき地を含む地域における医師の確保等の促進について」（平成16年2月26日、地域医療に関する関係省庁連絡会議）において、「医師の養成・就業の実態、地域や診療科による偏在等を総合的に勘案し、平成17年度中を目途に医師の需給見通しの見直しを行う。」と定め、平成17年2月25日より、「医師の需給に関する検討会」を開催している。

(2) これまでの議題等

第1回検討会（平成17年2月25日）

主な議題：医師の需給に関する検討会の検討事項
これまでの経緯

第2回検討会（3月11日）

主な議題：平成16年度厚生労働科学特別研究事業「医師
需給と医学教育に関する研究」について長谷川
委員よりこれまでの研究成果を発表

第3回検討会（4月6日）

主な議題：関係者からのヒアリング（日本小児科学会、日
本産科婦人科学会、日本麻酔科学会、日本救急
医学会）

第4回検討会（4月25日）

主な議題：医師の宿日直勤務と労働基準法
中間報告書骨子案

第5回検討会（5月19日）

主な議題：中間報告書骨子案

第6～8回検討会（6月13日、30日、7月20日）

主な議題：中間報告書案

中間報告書（7月27日）

第9回検討会（10月28日）

主な議題：医師の需給に関連した最近の動向
「医師の需給と供給の課題」について長谷川委
員によるプレゼンテーション

第10回検討会（12月12日）

主な議題：柔軟で持続可能性のある医師の勤務の仕組みに
関するヒアリング
「平成16年医師・歯科医師・薬剤師調査」概況
「小児科・産科における医療資源の集約化・重点
化に関するワーキンググループ取りまとめ」紹
介

第11回検討会（2月8日）

主な議題：「医師の地域および診療科の偏在を是正するた
めの方策」について本田委員によるプレゼンテ
ーション
「医師需給新モデルの提案」について長谷川委
員によるプレゼンテーション

(3) 今後の予定

医師の需給に関する定量的な推計等さらに詳細な検討を行い、最終報告を取りまとめることとしている。

4. 医師臨床研修制度について

(1) 臨床研修を巡る状況

平成17年10月に実施された研修医マッチングでは、地域の臨床研修病院で研修を受ける研修医の割合は一昨年、昨年引き続き増加し、全体の51.7%となり、マッチングの段階としては初めて地域の臨床研修病院で研修を受ける研修医の割合が大学病院で研修を受ける研修医の割合を上回った。

各都道府県においては、地域の医師確保という観点から医学生への働きかけなど積極的な取り組みを行うとともに、医療対策協議会の開催等を通じ、研修の実施に伴い地域医療に支障が生じないように必要な対応をお願いしたい。

(2) 臨床研修に係る財源の確保等

新制度施行3年目に当たる平成18年度予算案においては、医師臨床研修費補助金は対前年度12億円減の170億円を計上した。

この内訳は、新制度の導入を円滑に進めるための経費（導入円滑化特別加算）が対前年度19億円減であるが、指導体制を確保するための経費（教育指導経費）は対前年度7億円増となっており、必要な金額は確保されていると考えている。

各都道府県におかれては、新制度の趣旨を踏まえ、円滑かつ着実な実施に向けて引き続きご協力をお願いしたい。

(3) 臨床研修を修了した旨の医籍への登録

新制度の第一期生の大部分は今年度末に臨床研修を修了することになり、平成18年4月以降に臨床研修を修了した旨の医籍への登録を行うこととなる。

この際の申請書については、医師免許とは異なり、保健所を通さずに地方厚生局医事課に送付することとするので了知するとともに、貴管下の臨床研修病院等への周知をお願いしたい。

(4) 臨床研修指導ガイドライン（試行版）について

平成16年11月に医師臨床研修指導ガイドライン作成検討会を設置し、現場での研修医の指導及び評価に係る具体的な指針につい

での検討を行い、これまでに完成した部分を順次公表してきたところであるが、今年の2月14日に試行版の全体を公表したところ。

今後、このガイドラインについては、研修医の指導に当たる方に実際に使っていただき、意見をいただきながら改善を重ね、最終的には平成19年度に完成版を作成する予定としている。各都道府県におかれては、都道府県立病院や保健所をはじめとし、現場での活用、意見提出を促すようご協力をお願いしたい。

(5) 医師の臨床研修における修了等の基準について

新制度において、研修修了者の水準を確保するため、修了認定等の統一的な基準を検討する必要があるとあり、昨年夏に医道審議会医師分科会医師臨床研修部会において、「医師の臨床研修における修了等の基準に関する提言」がとりまとめられ、この提言を踏まえて昨年の10月に通知の改正を行った。

各都道府県におかれては、都道府県立病院における修了認定等に当たっては、この通知に基づき行うようお願いする。なお、修了認定等に当たって疑義が生じた際には管轄する地方厚生局に相談・照会されたい。

(6) 臨床研修病院及び臨床研修医に対するアンケート調査について

新制度に関して、臨床の現場における関係者の現状や対応状況について把握し、より良い制度構築を目指すため、昨年度に引き続きアンケート調査を実施することを予定しているため、都道府県立病院においてもアンケート調査へのご協力をお願いしたい。

5. 医療従事者の養成について

(1) 医師等医療関係職種の状態試験については、各職種の更なる質の向上を図る観点から、適宜、試験の改善を図り、その実施に努めているところである。

また、平成18年の状態試験は、別冊の関係資料のとおり実施するので、合格発表後の免許申請手続きに当たっては、引き続き適切な実施をお願いしたい。

(2) 当課で所管する各医療関係職種の養成所については、近年、理学療法士、作業療法士等の新設校が増加している状況にあるが、今後は、新設校のみならず既存校においてもその質の確保が重要となっていることから、各養成所の年次報告書等を踏まえ、各地方厚生局

を中心として必要に応じ適宜個別に指導を行っていく予定である。

- (3) 各養成所からの年次報告については、平成17年度の報告より、看護師等養成所等報告管理システムを利用して、各医療関係職種の養成所において電子情報により報告することとするので、御了知頂くとともに貴管下の養成所への周知をお願いしたい。

6. 医療施設等施設整備事業の適正な執行について

医療施設等施設整備費補助金（理学療法士等養成所施設整備事業分）の経理については、その適正を期するため努力頂いているところであるが、先般、会計検査院より平成14年度補助事業で取得した財産について、間接補助事業者が直接補助事業者の承認を受けずに無断で担保に供していたこと等については是正等の指導を受けたところである。

今後、上記補助事業を含め、関係者に対して指導を徹底する等、補助事業の適正な執行に万全を期すようお願いしたい。

7. あはき無資格者の取締り等について

あん摩、マッサージ又は指圧について、無資格者が業として行っているとの情報が当課に多く寄せられているところである。

このため、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あはき法」という。）第1条により、免許を有さない者については、あん摩、マッサージ又は指圧を業とすることはできないこととなっていることについて、周知・啓発を図られたい。

また、免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取扱いについては、「免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取締りについて」（昭和39年11月18日付け医発第1379号）において示している趣旨を踏まえ、保健所等関係機関とも連携し、その徹底を図られたい。

さらに、あはき法第1条のあん摩、マッサージ又は指圧が行われていない施設において「マッサージ」等と広告することについては、同施設においてあん摩マッサージ指圧が行われていると一般人が誤認するおそれがあり、公衆衛生上も看過できないものであるので、各都道府県におかれても、このような広告を行わないよう指導方お願いする。

8. 在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて

在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引については、「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成17年3月24日付け医政発第0324006号）において、ALS患者に対するたんの吸引を容認するのと同様の条件の下で、家族以外の者がたんの吸引を実施することは、当面のやむを得ない措置として許容されるものと考えていることを明らかにしたところである。

家族以外の者によるたんの吸引が容認される条件等については、上記通知にお示ししているところであるので、御留意願いたい。

9. 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）

医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって、原則として医行為ではないと考えられるものについては、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」（平成17年7月26日付け医政発第0726005号）によりお示したところであるので、各都道府県におかれては、その通知の内容及び趣旨を踏まえ、高齢者介護・障害者介護等の担当部局等と連携の上で、十分な周知を図られたい。

10. 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律の施行について

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号。以下「改正法」という。）については、昨年5月2日付けで公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされたところである。

改正法の施行日等については、追って明らかにすることとしており、また、改正法の施行に合わせて通知を发出することを予定しているので、各都道府県におかれては、その周知を図られたい。

11. 臨床修練制度の見直しについて

現行の外国医師又は外国歯科医師の臨床修練制度に加えて、医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した者のうち、外国において日本の看護師等に相当する資格を有する者について、厚生労働大臣の許可を受けて、臨床修練指導者の実地の指導監督の下に、当該資格に係る業務を行うことができるようにすべく、今国会に所要の改正法案を提出しているところであるので、御留意願いたい。

なお、改正法の施行は、一部を除き、平成19年4月1日を予定している。

※ 今回の改正により新たに臨床修練制度の対象となる資格
助産師・看護師・歯科衛生士・診療放射線技師・
歯科技工士・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・
視能訓練士・臨床工学技士・義肢装具士・言語聴覚士・
救急救命士